

公文書館通信

Vol.7 (令和元年 11月発行)

事務改善提案制度のしおり

昭和二八、八、二五

鳥取県総務部人事課能率係

はじめに

日常我々が、職場で行う仕事をもう少しハヤク、ラクニ、ヤスク、タダシク行える方法がありそうです。そこで思いついた事をドシドシ提案していただくために、事務改善提案制度を考えました。その要領は次の通りです。ですから遠慮なく利用して下さい。

一、提案者の資格

本県職員であればどなたでも結構です。

二、提案内容

経費の節約、災害の防止、伝票及び用紙類の単純化、ムダや重複の排除、事務用機器の発明及び導入、管理方法の改善、内部組織、機構の改善、サービスの向上その他どんな些細な事でも事務能率の増進に役立つものであつて、具体的に建設的なものがよしい。

(中略)

むすび

要するに提案とは、鋭い目、敏捷さ、頭脳、労をいとわぬ研究的態度などの結合であるといえましょう。自分の考案で職員一般が楽になったり、助かったりするのを見るのは働らく者にとつて何よりの誇りと満足を与えることでしょう。

「あなたの思いつきを大いに出し給え」とおすすめるゆえんであります。

県と仕事を愛する

職員各位

労政課『事務参考』（当館所蔵）に綴られている、昭和28年の事務改善提案制度の応募要領に関する資料です（原文旧字体）。現在、全庁展開されているカイゼン活動の原型は、約70年も前からあったことが読み取れます。カイゼンの歴史が見える資料ですね。

しかもこの制度、

- ✓ **知事が採否を決定**
- ✓ 採用になったものは「**能率通信**」という冊子に**登載**
- ✓ **最高1,000円の賞金**が出る ※当時の附属機関の委員謝礼が1日300円

という、グッと発案意欲をそそる応募条件です。

実際どんな提案が採用になったのかという資料までは残っていないのが残念ですが、しおりを見ていただくと、カイゼン提案制度に期待する熱い思いが伝わってきます。皆さんの仕事のヒントになりそうなエピソードも入っています。ぜひ、資料原文を読んでみてください。

さて、公文書館に引継がれた簿冊は、県民の財産ですから、原則「公開」であり、どなたでもご覧いただけます。ただ、個人情報などが含まれている場合はどうなのでしょう？実は、公文書館に引継がれた資料の取扱いは、情報公開条例における個人情報の取扱いとは少し異なっています。

そこで、今回の公文書館通信では、公文書館に引継がれた簿冊の個人情報の取扱いについてお話したいと思います。どうぞご覧ください。

公文書館に引継がれた文書は全部公開？

■利用の流れ

一般の方から利用申請があった場合の流れは以下のとおりです。個人情報などの利用制限情報が含まれている場合もあるため、申請の都度、必ず職員が簿冊内容をチェックします。あらかじめ審査が終了し、「公開」となっているものはすぐご覧いただけますが、そうでない場合は、内容審査及びマスキング作業が終わるまで、数日お待ちいただくことになります。



■個人情報の考え方

公文書館に引継がれた文書は原則「公開」です。

例外として、個人情報などの利用制限情報がある場合は、一定の基準に基づき、マスキング作業を行います。ここまでは情報公開条例と同じ考え方です。

しかし、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、保護の必要性が失われる情報もあることから、**公文書館に引継がれた文書は、「時の経過を考慮」して判断することとされています。**

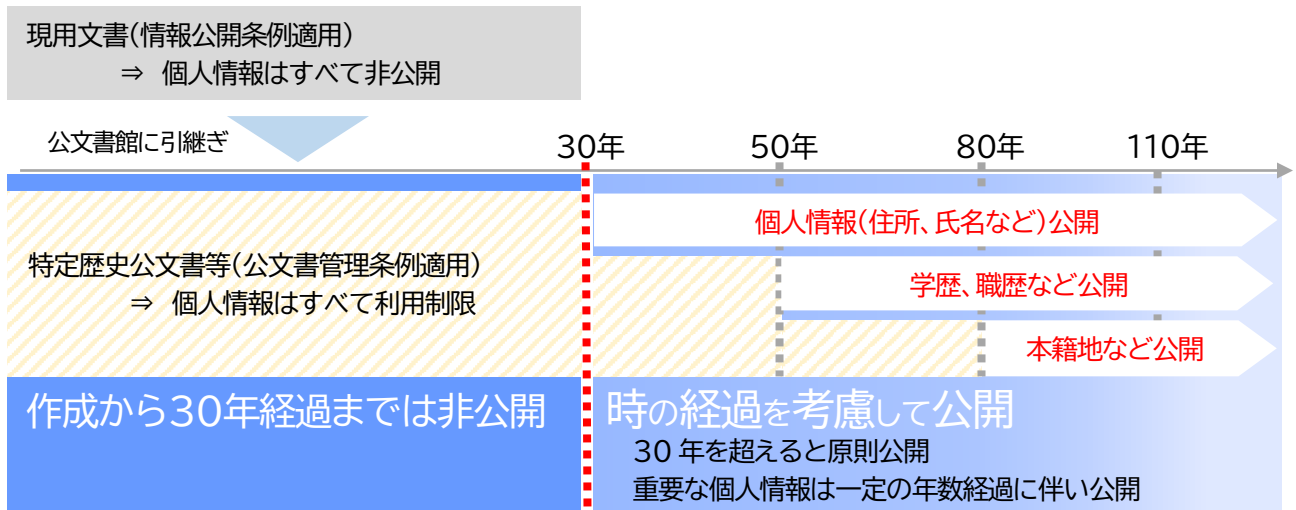
これは30年ルールと呼ばれ、30年経過するまでは個人情報は利用を制限しますが、30年経ったら原則公開します、ということです。国際的にもこのルールが標準となっています。

もちろん、中には、30年を経過してもなお個人の権利や利益を侵害する恐れがあるため、利用を制限する情報もあります。本籍地、親族状況、疾病などがそれにあたります。しかしこれらの情報も、永久に利用を制限するのではなく、一定の年数経過に伴い公開します。

つまり、現用文書に適用される情報公開条例のもとで非公開とされていた個人情報も、特定歴史公文書等に適用される公文書管理条例のもとでは時の経過とともに公開していきます。ここが大きく違う点です。

歴史の証となる文書は、「永久に非公開」ということは想定されていないのですね。

<イメージ>



いかがでしたか？

公文書館への引継ぎを判断するとき、「個人情報が入っているからやめておこう」と、引継ぎを躊躇することはありませんか？当館資料が原則「公開」なのは、歴史資料として広く活用していただくため。一方で、個人の権利や利益を侵害する恐れのある情報については、きちんとマスキング作業を行っていますので、個人情報の有無で引継ぎを判断しないようにしましょう。

なお、個人情報の公開・非公開の判断は、公文書館の審査基準によって行いますが、判断に苦慮する時は、所属意見をお尋ねする場合があります。その時は皆様のご協力をよろしくお願い致します。